

社会保障審議会介護給付費分科会(第11回)議事次第

平成14年6月7日(金)

午前10時から12時まで

於：東海大学校友会館 阿蘇の間

(霞ヶ関ビル33階)

議 題

介護報酬について

(通所介護、通所リハビリテーション、痴呆対応型共同生活介護 等)

- 通所介護、通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護、短期入所療養介護
- 居宅療養管理指導
- 痴呆対応型共同生活介護
- その他

通所介護・通所リハビリテーションの報酬体系の見直し案①【報酬の種類・人員基準等】

現行の報酬体系					
		通所介護	通所リハビリテーション		
			医療機関ー通常規模（20人）	診療所ー小規模（10人）	介護老人保健施設
内容		・日常生活上の世話 ・機能訓練	・日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法 ・その他必要なリハビリテーション		
人員基準	管理者	専従（場合により兼務可）	医師（兼務可）		医師（兼務可）
	医師		専任（兼務可） 1人	（利用者40人まで）	
	理学療法士（PT） 作業療法士（OT） 看護職員 等	看護職員（定員10人超の場合） 提供時間帯を通じて専従 1人 機能訓練指導員 兼務可 1人	PT・OT・経験看護師 提供時間帯を通じて専従 1人 PT・OT・看護職員 提供時間帯を通じて専従 1人 ※PT・OTを最低週1日配置	PT・OT・経験看護師 提供時間帯を通じて専従 1人	PT・OT 利用者数÷100（人）[常勤換算] 看護職員 専任（兼務可） 1人
	介護職員	提供時間帯を通じて専従 利用者15人まで 1人 以後5人を増す毎に 1人	必要な数	提供時間帯を通じて専従 1人	提供時間帯を通じて専従 利用者10人に1人
	生活相談員 支援相談員	生活相談員 提供時間帯を通じて専従 1人			支援相談員 利用者数÷100（人）[常勤換算]
加算		送迎・食事・入浴介助・特別入浴 介助・機能訓練体制	送迎・食事・入浴介助・特別入浴介助		送迎・食事・入浴介助・特別入 浴介助・訪問指導等
介護報酬 （6～8時間）		併設型 要支援 560単位 要介護1・2 662単位 要介護3～5 924単位	要支援 661単位 要介護1・2 774単位 要介護3～5 1063単位	要支援 665単位 要介護1・2 779単位 要介護3～5 1070単位	要支援 648単位 要介護1・2 758単位 要介護3～5 1041単位

見直し案

【通所介護・通所リハビリテーションの報酬体系】

○通所サービスの実態を踏まえ、通所介護・通所リハビリテーションを、基本的に、共通に、日常生活の世話等の介護を中心として評価する。

【通所リハビリテーションの報酬体系】

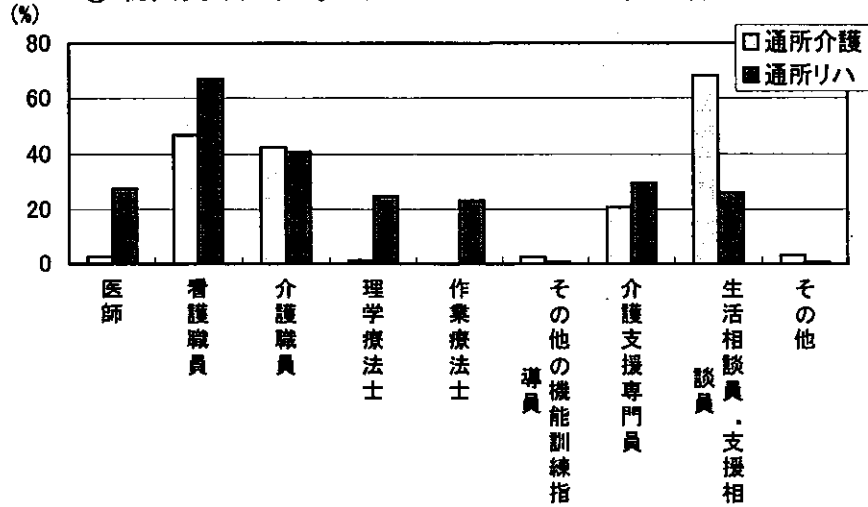
- 現行の3つの事業所類型について、人員基準等を見直し、共通の報酬単価を設定する。
- 通所介護と共通の評価に加え、リハビリテーションの必要性の高い利用者に対する個別でのリハビリテーションは、加算部分として評価する。

通所介護と通所リハビリテーションのサービス内容

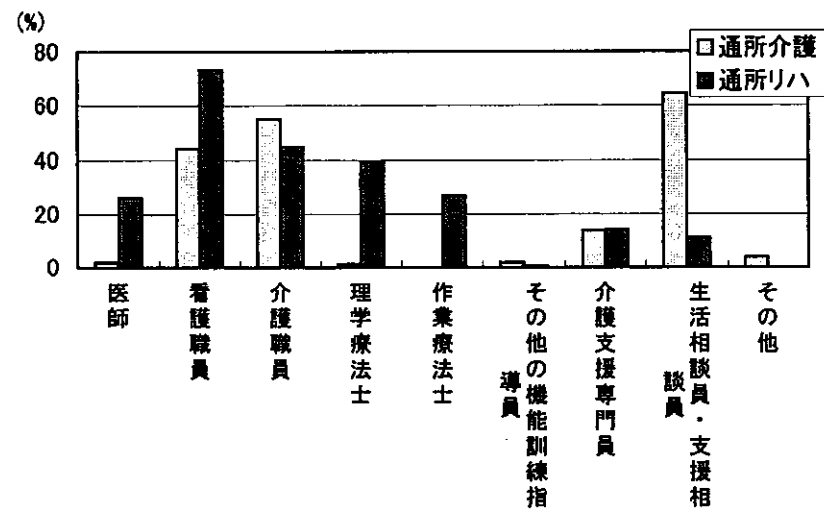
平成14年2月、医療経済研究機構調べ

全国から無作為に抽出した通所介護・通所リハビリテーション事業所を対象に調査。回答事業所数302(通所介護160、通所リハビリテーション 142)、有効回答率50.3%。

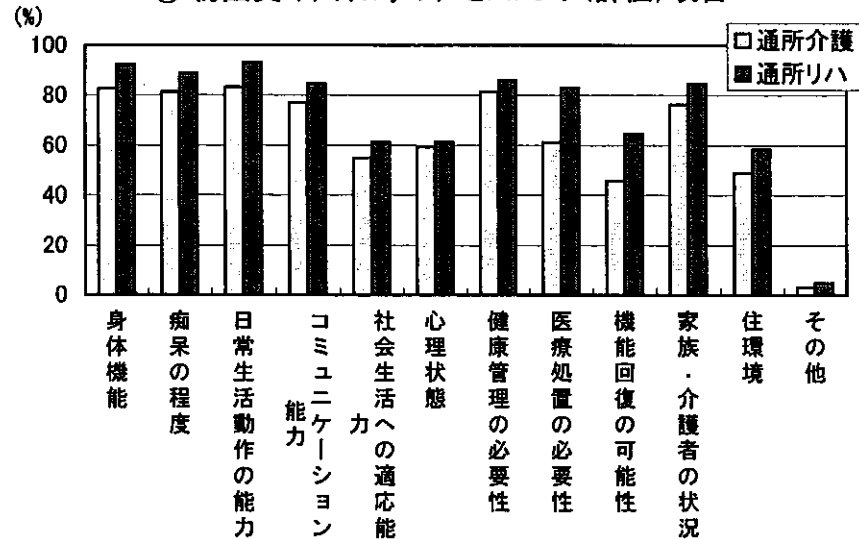
① 初回受け入れ時のアセスメントの主たる担当者



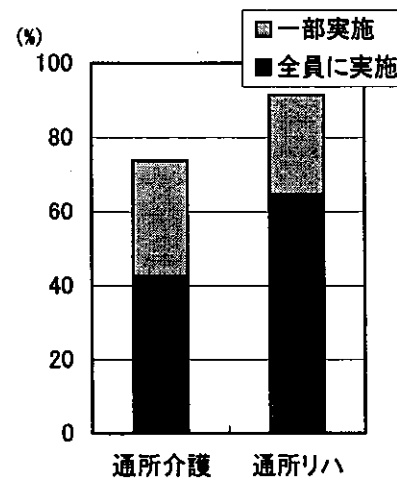
③ 個別援助計画の作成の主たる担当者



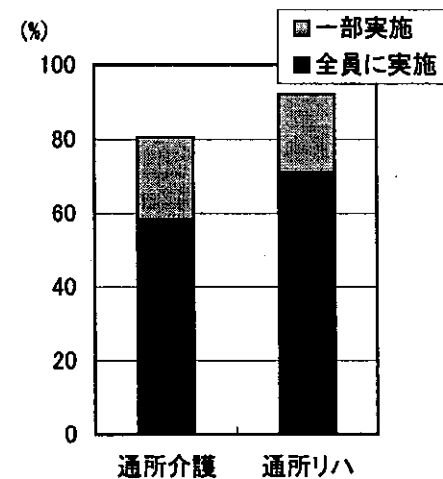
② 初回受け入れ時のアセスメント(評価)項目



④ 個別の機能訓練目標や実施内容の作成

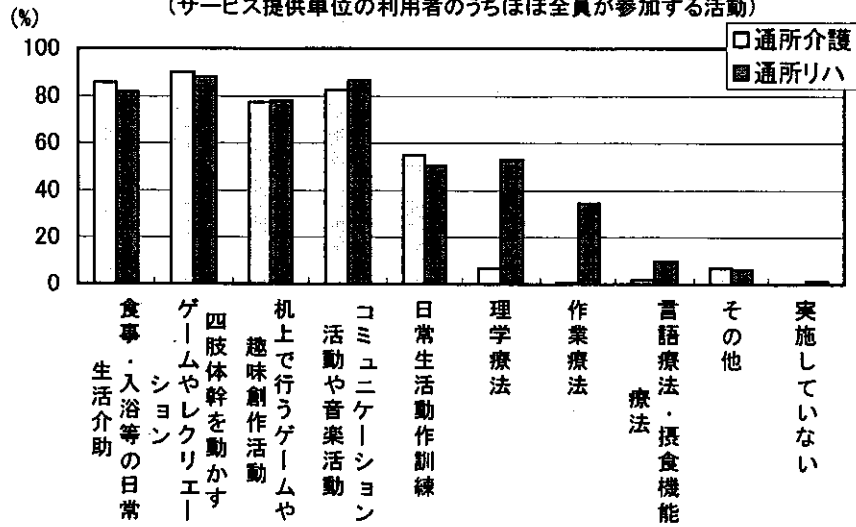


⑤ 個別の活動目標や実施内容の作成



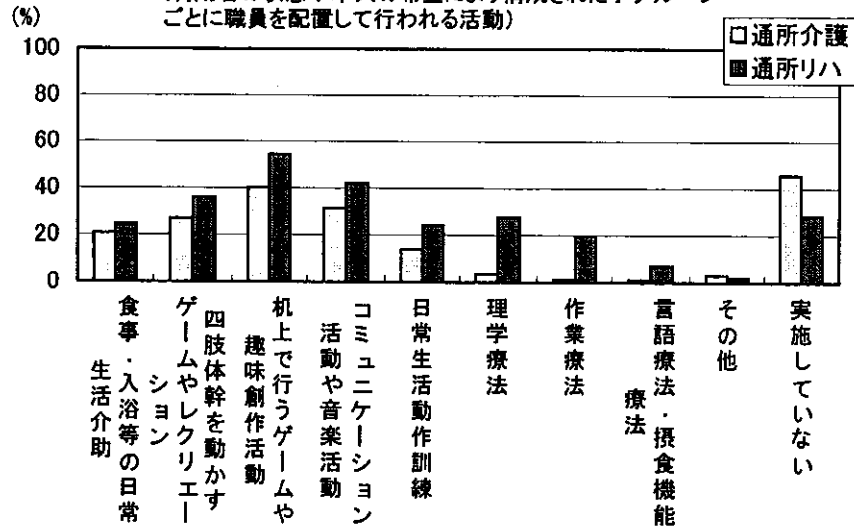
⑥ 集団での活動の実施内容

(サービス提供単位の利用者のうちほぼ全員が参加する活動)



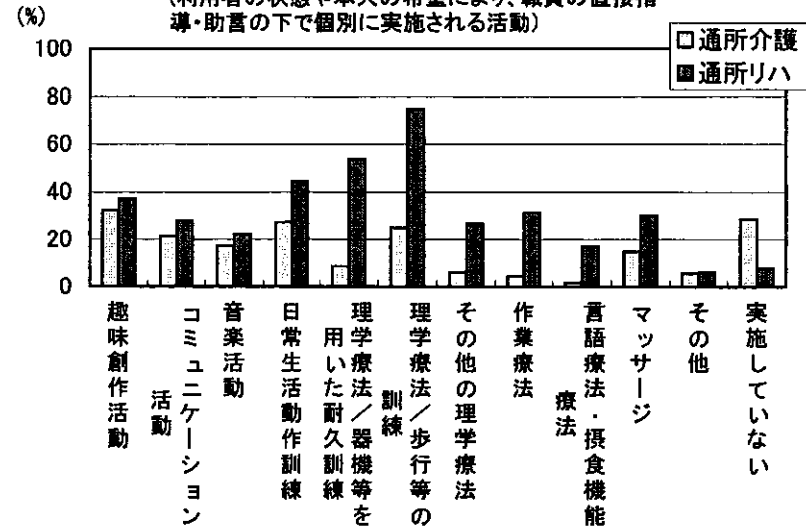
⑦ 小グループでの活動の実施内容

(利用者の状態や本人の希望により構成された小グループごとに職員を配置して行われる活動)

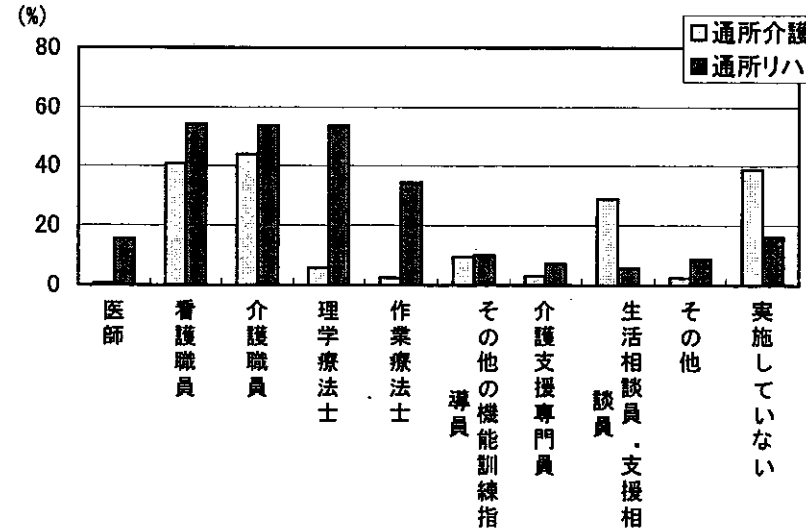


⑧ 個別での活動の実施内容

(利用者の状態や本人の希望により、職員の直接指導・助言の下で個別に実施される活動)



⑨ 個別での活動の担当者



通所介護・通所リハビリテーションの報酬体系の見直し案 ②【提供時間】

現行の報酬体系

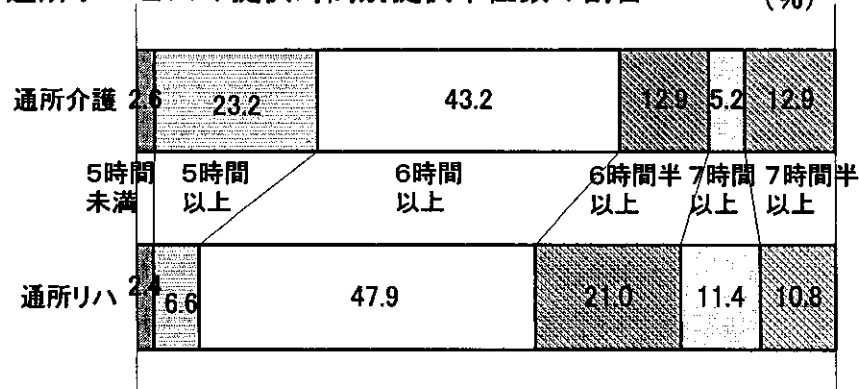
- 4つの時間区分毎に、最長8時間までの評価となっている。
 (2～3時間、3～4時間
 4～6時間、6～8時間)
- 延長して介護を提供する場合は、保険外のサービスとして別途に利用料を受けることができる。

見直し案

- 8時間以上10時間までの延長サービスについて、新たに評価する。
- 延長部分の介護サービスについては、日常生活の世話を中心とした付加的なサービスとなるため、介護職員により提供できるものとし、加算として評価する。

データ

○通所サービスの提供時間別提供単位数の割合 (%)

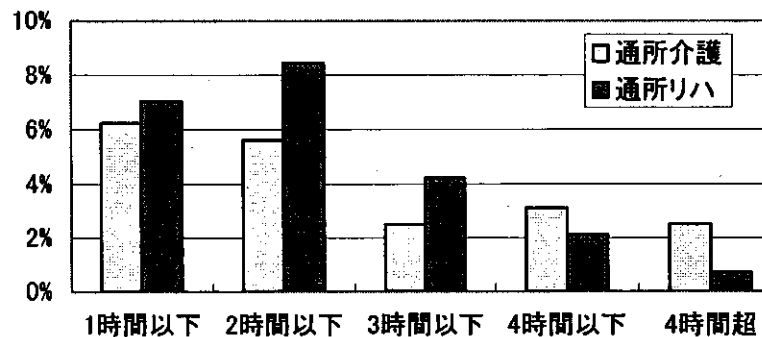


※平成14年2月に、医療経済研究機構が全国から無作為抽出した通所介護・通所リハビリテーション事業所を対象に調査。回答事業所数 302 (通所介護 160、通所リハビリテーション 142)、有効回答率 50.3%。

○延長サービスを実施している事業所の割合

通所介護	24.4%
通所リハビリテーション	24.6%

○延長サービスの提供時間別



短期入所生活介護・短期入所療養介護の報酬体系の見直し案

現行の報酬体系

【要介護度別区分、介護・看護職員配置による区分】

- ・ 要支援、要介護 1、2、3、4、5
- ・ 介護・看護職員の職員配置による区分
(基本的には施設サービス費の単位に、
 - ・ 食事分(基本食事サービス - 自己負担)
 - ・ 初期加算単位分を加えて単位を設定)

【事業所の類型】

短期入所生活介護

- ・ 単独型
- ・ 併設型

短期入所療養介護

- ・ 介護老人保健施設
- ・ 療養病床を有する病院
- ・ 療養病床を有する診療所
- ・ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院
- ・ 基準適合診療所
- ・ 介護力強化病院

見直し案

【短期入所生活介護、短期入所療養介護】

〔仮に、3施設本体で規模別階層毎の報酬単価区分を設定をする場合。〕

- 本体施設と短期入所の定員を併せた規模に応じて短期入所の報酬を設定する。

※単独型短期入所生活介護

- 全て小規模施設(平均定員 25.7、最大 50 人、102 箇所：平成 12 年介護サービス施設事業所調査)であるため、現行通り規模によらず同一の報酬単価を設定する。

【全室個室・ユニットで整備された居室を利用する短期入所生活介護】

- 居住費(建設費、光熱水費等)の負担を求めることとする。
この場合の居住費負担額は施設本体入所の場合の額に比べ、1日あたりの額及び利用1回あたりの額が少額となる見込みであるため、報酬上は低所得者の負担軽減は行わない。

【全室個室・ユニットで整備された居室を利用する短期入所生活介護の居住費の試算*1】

試算額 (1人月額)		試算の前提条件	
新築・増改築等により個人スペースを新たに整備する場合 (新築・増改築時に個人スペースに国庫補助金が算定されない)		建築単価	借入金利
3.0万円/月	980円/日	国庫補助基準単価 179,400円/㎡ *4	2.0%
3.4万円/月	1,100円/日		5.0%
3.2万円/月	1,040円/日	国庫補助基準単価 207,200円/㎡ *4 *5	2.0%
3.6万円/月	1,180円/日		5.0%

*1 居住福祉型特別養護老人ホームの併設事業所において提供される短期入所生活介護を想定した。

*2 個人スペースの建物関連費用、借入金利子、光熱水費、燃料費、建物関連の修繕費を試算し、準個人的空間の器具備品費は除外した。

*3 個人スペースの建物関連費用については、設置者負担となる個人的空間の全体(4/4)および準個人的空間の法人自己負担部分(1/4)を基に試算した。なお、短期入所生活介護に供する準個人的空間に対しては、国・都道府県の施設整備補助(3/4)を行うこととしており、利用者の居住費負担は居住福祉型特別養護老人ホームより低くなる。さらに必要があれば、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業により対応する。

*4 通常地域に適用される本体工事基準単価 (平成13年度単価を基に試算)

*5 北海道、東京都、大阪府などの地域に適用される本体工事基準単価に、特別区・政令指定都市・中核市といった都市部に建設する場合に適用される都市部特例(10%)割増加算した後の本体工事基準単価 (平成13年度単価を基に試算)

*6 原価算定期間は20年とし、将来の料金収入や費用の現在価値による換算額が等しくなるように試算した。

居宅療養管理指導の報酬体系の見直し案【診療報酬改定に伴う事項】

現行の報酬体系

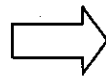
- 【薬剤師が行う場合】** 550単位
- 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は、処方せんによる指示）に基づき実施した場合に、1月に2回を限度として算定。
- 疼痛緩和のために特別な薬剤を使用している場合は、1回につき100単位を加算する。
-
- 【歯科衛生士等が行う場合】** 500単位
- 歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師が歯科医師の指示に基づき実施した場合に、1月に4回を限度として算定。

見直し案

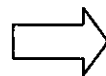
- 【薬剤師が行う場合】**
- (1) 医療機関の薬剤師の場合（1月に2回を限度として算定）
〇〇単位
- (2) 薬局の薬剤師の場合（1月に4回を限度として算定）
- ① 初回の場合 〇〇単位
- ② 2回目以降の場合 〇〇単位
- (3) 疼痛緩和のための特別な薬剤の使用時 1回につき 〇〇単位加算。
-
- 【歯科衛生士等が行う場合】**（1月につき4回を限度として算定）
- (1) 初回の場合 〇〇単位
- (2) 2回目以降の場合 〇〇単位

関連する平成14年診療報酬改定の内容

- 【薬剤師が行う場合】**（在宅患者訪問薬剤管理指導料 550点）
- 在宅患者に対するきめ細かい服薬指導を評価する観点から、在宅患者訪問薬剤管理指導料を見直し。（保険薬局のみ）
-
- 【歯科衛生士等が行う場合】**（訪問歯科衛生指導料 500点）
- 訪問指導計画の策定を評価することにより指導内容の質の向上と適正化を図る。



「薬学的管理指導計画」の策定を算定要件として追加するとともに、算定方法を変更（1月の算定回数を2回から4回に変更するとともに、同一月内の初回と2回目以降とで点数に格差を設定。）。



「訪問指導計画」の策定を算定要件として追加するとともに、算定方法を変更（同一月内の初回と2回目以降とで点数に格差を設定。）。

痴呆対応型共同生活介護の報酬体系の見直し案

現行の報酬体系

【痴呆対応型共同生活介護費】

要介護1	809単位 (1日当たり)
要介護2	825単位 (")
要介護3	841単位 (")
要介護4	857単位 (")
要介護5	874単位 (")

【初期加算】

1日につき(30日以内) 30単位

【夜間の勤務】

1人以上の宿直体制(ただし、利用者の処遇に支障のない場合は、併設ユニット又は施設等との兼務が可能)

見直し案

【夜間の勤務】

○ 夜勤体制加算(仮称)を創設する

・夜勤体制を取っているユニットの報酬単位に加算する。

データ：職員配置の状況 / 夜間帯の状況

(平成13年10月 介護事業経営概況調査)

【職員配置の状況】

① 定員数・職員数平均・平均要介護度；夜間の勤務体制別

	事業所数	定員数 (1事業所 あたり)	職員数 (1事業所 あたり)	職員数 (1ユニッ トあたり)	平均 要介護度
夜勤	29	10.24	7.60	6.34	2.28
宿直	53	9.45	6.38	5.64	2.20
合計	82	9.73	6.82	5.89	2.23

※「定員数」に回答のあった82事業所のみ

② 事業所数；夜間の勤務体制・人数階級別

	事業所数	夜勤の人数		宿直の人数		
		1人	2人	1人	2人	3人
夜勤	31	27	4	—	—	—
宿直	54	—	—	46	5	3
合計	85	27	4	46	5	3

※調査客体のうち有効回答のあった85事業所

③ 事業所数；平均要介護度階級・夜間の勤務体制別

	夜勤	宿直	合計
2.0以下 (%)	8 23.5%	26 76.5%	34 100.0%
2.0超 (%)	23 45.1%	28 54.9%	51 100.0%
合計	31 36.5%	54 63.5%	85 100.0%

※調査客体のうち有効回答のあった85事業所

データ：夜間帯の職員の介護行為等の内訳……1

【1事業所あたりの夜間の介護行為実施状況；要介護度・夜間の介護行為内容別】

④-1 [夜勤の事業所]

	平均対象者数	おむつ交換		トイレ介助		排泄に伴う更衣		体位交換		見守り・話し相手		その他		合計	
		回数	分	回数	分	回数	分	回数	分	回数	分	回数	分	回数	分
要介護1	2.13	0.26	3.23	0.71	7.58	0.45	4.03	0.00	0.00	2.19	26.94	3.26	12.00	6.87	53.77
要介護2	3.29	0.65	5.16	2.16	12.97	0.90	8.26	0.03	0.10	6.55	51.19	4.26	14.74	14.55	92.42
要介護3	2.10	0.48	3.87	4.32	37.42	1.97	15.23	0.06	0.65	5.13	39.45	2.19	9.65	14.16	106.26
要介護4	0.68	0.77	7.42	1.00	9.42	0.29	4.19	0.48	2.03	1.94	15.81	0.61	5.65	5.10	44.52
要介護5	0.16	0.23	2.10	0.26	3.55	0.06	0.81	0.29	1.29	0.10	0.48	0.16	1.61	1.10	9.84
不明	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.16	0.06	0.32	0.10	0.48
合計	8.39	2.39	21.77	8.45	70.94	3.68	32.52	0.87	4.06	15.94	134.03	10.55	43.97	41.87	307.29
事業所数	31														

※夜間の介護行為について回答のあった事業所の平均(以下同じ。)

※平成13年9月30日21時から10月1日6時の間に実施した回数・合計時間(以下同じ。)

※「その他」は、自由記述の行為で、巡回、更衣介助等である(以下同じ。)

④-2 [宿直の事業所]

	平均対象者数	おむつ交換		トイレ介助		排泄に伴う更衣		体位交換		見守り・話し相手		その他		合計	
		回数	分	回数	分	回数	分	回数	分	回数	分	回数	分	回数	分
要介護1	2.31	0.08	0.98	0.65	6.18	0.12	1.37	0.00	0.00	2.49	15.12	1.96	6.67	5.29	30.31
要介護2	2.31	0.37	3.10	1.43	7.55	0.45	3.73	0.14	0.29	2.61	22.96	2.33	6.61	7.33	44.24
要介護3	1.92	0.57	6.35	1.90	17.16	0.63	6.06	0.39	0.90	2.22	33.47	1.98	10.61	7.69	74.55
要介護4	0.78	0.69	3.04	1.29	8.69	0.51	4.27	0.37	0.75	1.08	14.51	0.82	2.73	4.76	33.98
要介護5	0.25	0.39	2.45	0.14	1.27	0.12	0.90	0.25	0.24	0.25	3.53	0.14	0.41	1.29	8.80
不明	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	7.59	2.10	15.92	5.41	40.84	1.82	16.33	1.16	2.18	8.65	89.59	7.24	27.02	26.37	191.88
事業所数	51														

データ：夜間帯の職員の介護行為等の内訳……2

【入居者1人あたりの夜間の介護行為実施状況；要介護度・夜間の介護行為内容別】

⑤-1 [夜勤の事業所]

	入居者 数合計	おむつ交換		トイレ介助		排泄に伴う更衣		体位交換		見守り・話し相手		その他		合計	
		回数	分	回数	分	回数	分	回数	分	回数	分	回数	分	回数	分
要介護1	66	0.12	1.52	0.33	3.56	0.21	1.89	0.00	0.00	1.03	12.65	1.53	5.64	3.23	25.26
要介護2	102	0.20	1.57	0.66	3.94	0.27	2.51	0.01	0.03	1.99	15.56	1.29	4.48	4.42	28.09
要介護3	65	0.23	1.85	2.06	17.85	0.94	7.26	0.03	0.31	2.45	18.82	1.05	4.60	6.75	50.68
要介護4	21	1.14	10.95	1.48	13.90	0.43	6.19	0.71	3.00	2.86	23.33	0.90	8.33	7.52	65.71
要介護5	5	1.40	13.00	1.60	22.00	0.40	5.00	1.80	8.00	0.60	3.00	1.00	10.00	6.80	61.00
不明	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	5.00	2.00	10.00	3.00	15.00
合計	260	0.28	2.60	1.01	8.46	0.44	3.88	0.10	0.48	1.90	15.98	1.26	5.24	4.99	36.64
事業所数	31														

⑤-2 [宿直の事業所]

	入居者 数合計	おむつ交換		トイレ介助		排泄に伴う更衣		体位交換		見守り・話し相手		その他		合計	
		回数	分	回数	分	回数	分	回数	分	回数	分	回数	分	回数	分
要介護1	118	0.03	0.42	0.28	2.67	0.05	0.59	0.00	0.00	1.08	6.53	0.85	2.88	2.29	13.10
要介護2	118	0.16	1.34	0.62	3.26	0.19	1.61	0.06	0.13	1.13	9.92	1.01	2.86	3.17	19.12
要介護3	98	0.30	3.31	0.99	8.93	0.33	3.15	0.20	0.47	1.15	17.42	1.03	5.52	4.00	38.80
要介護4	40	0.88	3.88	1.65	11.08	0.65	5.45	0.48	0.95	1.38	18.50	1.05	3.48	6.08	43.33
要介護5	13	1.54	9.62	0.54	5.00	0.46	3.54	1.00	0.92	1.00	13.85	0.54	1.62	5.08	34.54
不明	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	387	0.28	2.10	0.71	5.38	0.24	2.15	0.15	0.29	1.14	11.81	0.95	3.56	3.48	25.29
事業所数	51														

データ：費用負担の状況 / その他

【入居者の費用負担】

⑦ 入居者1人1月あたり平均負担金額

	家賃	日常生活費等					合計金額	
		食材料費	理美容代	おむつ代	日常生活品費	光熱水費		その他
金額(円)	30,285	29,468	137	1,116	3,640	7,768	2,062	74,476

※集計対象は、85事業所のうち、入居者の負担する費用に1円以上の金額が記入されていた727名

⑧ 入居者数：入居者の負担する費用階級別

	5万円以下	～10万円以下	～15万円以下	～20万円以下	～25万円以下	合計
人数	177	439	88	15	8	727
(%)	24.3%	60.4%	12.1%	2.1%	1.1%	100.0%

※集計対象は、85事業所のうち、入居者の負担する費用に1円以上の金額が記入されていた727名

【その他】

⑨ 事業所数：看護職員の有無別

	看護職員あり	看護職員なし	合計
事業所数	28	57	85
(%)	32.9%	67.1%	100.0%

※有効回答のあった85事業所

⑩ 事業所数：外部サービスの種類・事業者の負担による外部サービスの利用状況

	利用あり	利用なし	合計
訪問看護	0 0.0%	85 100.0%	85 100.0%
通所介護	1 1.2%	84 98.8%	85 100.0%
その他	1 1.2%	84 98.8%	85 100.0%

※有効回答のあった85事業所